戦犯柳本静一中尉の死

兵隊になるまで

柳本静一は、物部町大栃に生まれ、柳本旅館跡継ぎの御曹司であった。

大栃小学校の頃から作文が得意で、城東中学から文学を志して慶應義塾高等部に入学した。この経歴からは「お坊ちゃん」のような印象である。

昭和17年9月、競争率20倍の第二期海軍予備学生に合格し、武山海兵団、海軍機雷学校で対潜学生の教程を終えて機雷の専門家となった。

勇戦奮闘の記

昭和19年7月、インド洋のアンダマン島に赴任した。

スチュワードサウンド砲台（15センチ砲2門）に勤務していた昭和20年5月、英駆逐艦数隻が来襲した時、これに応戦して一隻を大破させ、ほかの一隻にも損害を与えて撃退した。

この戦果は、第12根拠地隊（原鼎三中将）最大のものであった。

昭和19年8月28日、B24爆撃機8機がポートブレア港に機雷20個を投下する。

昭和19年12月17日、B24爆撃機12機が、ポートブレア港を空襲し、隊唯一の掃海の専門家として大活躍した。

困難の記

アンダマン諸島は、日本占領の西端でミャンマー南方に帯状に連なる小島から成っている。所属はインド領で船舶の中継港と監獄島として知られている。住民は凶悪犯の子孫で女性が4人に1人の割と少なく、争いが絶えず、油断のできないインド人とビルマ人の住民1万7千人であり、英軍の撤退時、監獄の凶悪犯囚人約5千人は解放されて島に潜伏していた。

昭和17年6月中旬、占領直後に「アンダマン島より逃走又は逃走を企てた者は厳罰に処す」の軍布告がされ、役場の掲示板やアンダマン新聞で住民に注意を喚起していた。日本軍占領当時、住民は「自由インド万歳」と歓迎し、協力的であった。

昭和18年に入ると、英軍の反撃が始まり、海上封鎖や空襲は激化した。赤土の痩せた土地で農業生産力が乏しく、駐留日本軍2万7千人を含む住民4万4千人の食糧は逼迫し、昭和20年に入ると、住民に餓死者が出る状況となった。

住民は、この困難は日本軍が駐留しているからであり、連合軍に協力して日本軍に不利な活動を行うことや、「ここでは餓死が待っているだけ」と考えることも致し方のないことであった。軍がこれを抑圧することは、また当然の対抗策であった。

運命の記

砲台長原田中尉「逃亡を企てた9名を処分せよ」

分隊士柳本中尉「分りました」

牛島兵曹長「9名全員を殺すことはできません。そんなことをすると、住民が騒ぎますよ」

原田中尉「しかし、司令部からの命令だぞ」

兵士とは、上司の命令によって死地に身を投じるのが任務であり、上官は生殺与奪の権利を持ち、命令を下してその生命を左右した。それが当時、日本の常識であった。

原田中尉、柳本中尉、牛島兵曹長は、ビルマ人9名を別の島に移送して、これを銃殺、3名を斬首して命令を実行した。原田中尉は剣道4段で軍刀は「備前長船の銘刀」と自慢していたことがあったので、斬首は、原田中尉が行ったものであろう。

英軍事裁判の記

終戦後、この事件は住民の密告で起訴されたが、戦時下、占領軍の法によって行われた処置であり、不法とは言えないと判断された。本件以外にも数件の戦犯事件が発生していたが、日本側の主張が聞き入れられることは無かった。住民に恨まれた者は安心できず、事件に無関係の者でも告発された。シンガポール華僑粛清事件の検察側論告では「…この事件では、千人の命が失われた。35人の命は安いものだ。誰がやったかは問題では無く、連帯して責任を負うべきだ…」というものであった。英軍事法廷の目的が想像されよう。本件は軍刀を用いたことが、人道に反すると追及された。

裁判結果

海軍中将原　鼎三　無罪
（別件絞首刑）
海軍大尉島崎繁一　無罪
海軍大尉豊島種治　無罪
海軍中尉原田国市　絞首刑
海軍中尉柳本静一　絞首刑
海軍少尉牛島勝市　絞首刑

特集　終戦の日

この判決は、どのように理解されようか。原田中尉以下3名が謀議して断行したものと解される。司令官と参謀は、協議して命令を発しており、受けたのが原田隊だったのである。柳本中尉は命令を受けて立会い、「撃て！」と号令はしたかも知れない。軍隊は運隊と言われるゆえんが、こころあたりにあるようにも思える。

軍事裁判裏側の記

英軍の駐留が始まり、4年間もの間、「日本軍に協力した者は戦犯に問う」と脅し、金品を餌に告発を奨励したとも言われる。住民にすれば、支配者の復帰で身の安全を第一に行動したであろうし、金品目的の創作事件も審議され、良識の裁判長が打ち切ったものの一方では、起訴事件があいまいのままで「死刑判決」の例もあった。初期の判決は厳しく、後期は緩められたとも言われる。また、裁判前に収監中の刑務所で、英軍監視兵に虐待され、死亡した者も数人が知られている。裏に東南アジアから追われた屈辱を晴らすことと、植民地支配者復帰へのアピールがあると推量されて、一方的な**報復裁判**と言われている。

チャンギー刑務所

柳本静一心情の記

「今度思ヒガケズ戦犯人トシテ新嘉坡（シンガポール）デ死ナネバナラヌコトトナリマシタ。何レ帰レナイトハ思ツテマシタガ、コンナコトニナツテ父上母上ニ嘆キサセヨウトハ夢ニモ思ヒマセンデシタ。（中略）最後迄柳本家ノ正統トシテ決シテ恥カシクナイ態度ヲ持チ続ケマス。決シテ自分ガ悪イ事ヲシテ斯カル事ニナツタノデハナク、只一途ニ国ノ為ヲ思ツテ為シタ事デス。私ガ惨虐ナ事ノ出来ル子デナイ事ハ父上母上ガ一番ヨク知ツテイテ下サルト思ヒマス。判決ヲ受ケテカラ考ヘル事ハ唯父上、母上ノ事丈デス。最後迄私ノ胸ノ中ニ父上母上ヲシツカリ抱キシメテ死ンデ行キマス。（後略）」

柳本中尉、昭和21年4月26日　シンガポール市チャンギー刑務所で刑死。

【参考資料】　光人社NF文庫「インド洋孤島戦記」小澤一彦著・中公文庫「神を信ぜず」岩川隆著

▶刑務所前には、刑死者のための礼拝堂が建っている。

チャンギー刑務所前礼拝堂

編集後記

日本人が戦争を反省して60年余、平和憲法下の日本人が武器を持って海外に出ることが要請される国際情勢となっている。有為の青壮年250万が人柱となって『平和日本』が構築されていることが忘れられてはならない。

（取材・編集＝岡村委員）

香美市の平和活動

非核・平和宣言都市香美市

香美市は、核兵器の廃絶と、平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決定し、平成18年5月25日、『非核・平和都市』宣言を行い、『日本非核宣言自治体協議会』に加入しました。

非核宣言自治体が世界に広がっていく契機となった最初の非核宣言は、1980年にイギリスのマンチェスター市で行われました。マンチェスター市は、米ソ冷戦のさなか、核兵器の脅威をなくすため、自らのまちを非核兵器地帯であると宣言し、他の自治体にも同じような宣言をするように求めました。

平和市長会議への加盟

香美市は、平成22年1月1日に、『核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画』に賛同する世界各国の都市で構成されている平和市長会議に加盟しています。